建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年２月26日

国土交通大臣　前原　誠司

1　監督命令をした年月日　平成22年２月26日
2　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　財団法人ベターリビング　東京都千代田区富士見２丁目14番36号　理事長　那珂　　正
3　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成22年３月31日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会の審議等を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。
4　監督命令の原因となった事実　東京都建築安全条例により設置が求められている防火区画について、担当した確認検査員は当該建築物の安全性が確保されていると考えたため、同条例の運用について特定行政庁に照会することなく独自に解釈し、同条例第８条第１項（避難経路と他の部分との防火区画）に適合しない建築計画を看過し確認済証を交付した。その結果、東京都建築審査会から建築基準関係規定不適合の裁決を受け、確認済証の効力が失効した。

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人渡部正和は願により公証人を免ぜられた。

長井博美は公証人に任命され、東京法務局所属八元公証人渡部正和の後任を命ぜられた。（以上三月八日）（法務省）

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ノースウエスト航空日本支社労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成22年３月20日以降、同組合の組合員が従事するデルタ航空会社の全職場（千葉県、東京都、愛知県及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年３月16日

厚生労働大臣　長妻　　昭

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

三月十一日（金）

○一般案件

一　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（外務省）

○国会提出案件（抜粋）

一　「地方財政の状況」について（決定）（総務省）

○法律案

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（公正取引委員会）
一　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（決定）（法務省）
一　予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・財務省）
一　農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案（決定）（農林水産・財務・国土交通省）
一　高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案（決定）（国土交通省）
一　地球温暖化対策基本法案（決定）（環境省）

公　　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年３月８日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年３月16日

盛岡地方法務局長　古舘　芳廣

記

氏名　田頭正三郎
所属する司法書士会　岩手県司法書士会
登録番号　岩手第256号
事務所の所在地　岩手県二戸郡一戸町一戸字本町65番地２
違反行為　本人確認義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年３月16日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成22年２月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日興　平本　俊文　広島県広島市中区東平塚町９番８―603号　国土交通大臣許可（特―16）第3634号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年２月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条の62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年３月16日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　処分をした年月日　平成22年２月25日
2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　亀井　　浩　第7375号
3　処分の内容　確認検査業務の禁止１月
4　処分の原因となった事実　建築物（１物件）の建築確認申請書の審査を行った確認検査員として、東京都建築安全条例第８条第１項に適合しない建築計画を看過し、確認済証を交付させた。

証 票 無 効

海上保安官の証
第07―2907号　吉田　竜次　名義分
平成21年11月10日　第七管区海上保安本部長貸与
平成22年２月11日　紛失

上記のとおり届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

平成22年３月５日　　海上保安庁

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第７０１８５号
東京都杉並区桃井１丁目７番８号
申立人　松永　　泉
本籍東京都中央区日本橋本町４丁目４番地２、最後の住所東京都中央区新川２丁目27番３号　マイホーム新川、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日平成21年12月９日、出生の場所東京府東京市日本橋区大傳馬塩町16番地、出生年月日大正12年７月12日、職業無職
被相続人　亡　秦　　嘉壽
東京都東久留米市滝山６丁目２番13―107
相続財産管理人　芳賀　　晃
東京家庭裁判所

平成２２年（家）第４９号
岐阜市日野南７丁目９番14号
申立人　梅田　敏明
本籍岐阜市曙町２丁目10番地、最後の住所岐阜市三田洞東５丁目14番９号、死亡の場所岐阜県羽島郡笠松町、死亡年月日平成８年９月18日、出生の場所岐阜県稲葉郡那加町、出生年月日昭和16年１月８日、職業不詳
被相続人　亡　位田　　修
事務所岐阜市美江寺町１―５　岐阜北青色会館４階　弁護士法人岐阜合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡本　浩明
岐阜家庭裁判所